

年間役員名簿

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 未来 ISSEY

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
代表理事	吉田ゆかり	香川県丸亀市土器町西7丁目232-2	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
理事	佐々木 文江	香川県高松市東山崎町137-7	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	なし
理事	小山 俊之	香川県高松市栗林町1丁目9-19-405	令和8年4月1日 ～ 令和8年5月30日	なし
理事	栗原 久美	香川県高松市西山崎町411-2	令和8年5月30日 ～ 令和9年3月31日	なし
監事	末原 俊幸	香川県高松市高松町2039番地24	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	なし

(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4で作成してください。
- 「役名」欄には、理事・監事の別を記載してください。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書）により証された住所又は居所を記載してください。
- 特定非営利活動促進法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上と監事1人以上を置かなければなりません。
- 特定非営利活動法人の事業期間内に役員であった者全員について記載するとともに、役員就任期間を記載してください。
- 役員報酬を受けた役員については、報酬の受けた期間を明記してください。報酬を受けない役員については、当該欄に記載する必要はありません。
- 特定非営利活動促進法第2条第2項第1号ロの規定により、特定非営利活動法人は役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下でなければなりません。
- この書類は、閲覧に供されるとともに、謄写の請求があった場合には、謄写させます。